

2017年1月から3月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/1/11	2016年度地層処分セミナーの実施に係る広告等	2017.1.11~2017.3.21	1式	㈱電通	21,065,041	
2017/1/13	火山性熱水・深部流体の影響評価に係る基本情報の収集・整理	2017.1.13~2017.3.24	1式	西日本技術開発㈱	8,856,000	
2017/1/26	地層処分事業の推進に資する国内の類似事業における地域合意形成プロセスに関する社会科学的調査	2017.1.26~2017.3.21	1式	㈱三菱総合研究所	7,290,000	
2017/1/26	諸外国等における地層処分事業に係る社会科学的調査に関する調査	2017.1.26~2017.3.21	1式	(公財)原子力環境整備促進・資金管理センター	6,700,320	
2017/1/26	地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施(2016年度下期から2017年度活動分)	2017.1.26~2018.3.15	1式	(一財)日本原子力文化財団	323,232,723	
2017/3/27	ハイヤー業務委託	2017.4.1~2018.3.31	1式	国際コスモサービス㈱	10,872,576	
2017/3/29	2017年度ホームページに係る運用維持管理業務等	2017.4.1~2018.3.31	1式	㈱電通東日本	24,304,190	
2017/3/31	2017年度地層処分模型展示車の運行	2017.4.1~2018.3.31	1式	グラスサービス㈱	15,884,748	
2017/3/31	2017年度地層処分模型展示車の点検・整備・修繕	2017.4.1~2018.3.31	1式	グラスサービス㈱	9,135,720	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/1/20	超長期にわたるニアフィールド変遷の評価の信頼性に係る検討(その2)	2017.1.20~2018.3.16	1式	(公財)原子力安全研究協会	66,992,368	
2017/1/20	包括的技術報告書で用いた三次元水理・物質移行解析コードの検証	2017.1.20~2017.3.22	1式	㈱大林組	21,816,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/3/30	文書管理システムの維持管理・運用	2017.4.1~2018.3.31	1式	東京レコードマネジメント㈱	10,368,000	会計規程第21条第4項

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。